

第1章 はじめに

1 基本計画策定の趣旨

本県においては、人権に関する施策の指針として、平成11年（1999年）3月に「人権教育のための国連10年」鹿児島県行動計画（以下、「県行動計画」という。）を策定し、この計画に基づき、各種施策の総合的かつ効果的な推進に努めてきましたが、「人権教育のための国連10年」（1995年～2004年）が平成16年（2004年）末をもって終了したことに伴い、県行動計画も平成16年（2004年）末に終期を迎えました。

人権教育・啓発施策については、継続的・長期的に推進する必要があるため、平成12年（2000年）12月に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条においても、地方公共団体の人権教育・啓発へのより一層の取組が求められています。

また、県行動計画に基づき、これまで人権教育・啓発施策の積極的な推進に努めてきた結果、人権に対する県民の意識は高まってきているものの、現在においても、なお、同和問題や高齢者、子どもに関する人権問題などが存在しています。また、近年、インターネット等による新たな人権侵害なども多く発生しているほか、犯罪被害者やH I V（エイチ・アイ・ブイ）感染者・ハンセン病患者等をめぐる人権に対する関心の高まりなど様々な状況の変化が顕在化してきており、これらの課題にも適切に対応する必要があります。

こうしたことから、平成17年（2005年）以降、人権教育・啓発施策を一層総合的かつ効果的に推進するため、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」〔平成14年（2002年）3月。以下、「国の基本計画」という。〕や県行動計画のこれまでの成果等を踏まえるとともに、平成15年度（2003年度）に実施した「人権についての県民意識調査」（以下、「県民意識調査」という。）の結果等も参考にしながら、ここに「鹿児島県人権教育・啓発基本計画」（以下、「基本計画」という。）を策定しました。

2 基本計画の性格

この基本計画は、次の性格を有しています。

(1) 人権をめぐる現状及び課題を明らかにするものであること。

同和問題や女性、子ども、高齢者及び障害者に関する人権問題などに加え、近年、社会的な関心が高まっている犯罪被害者やH I V感染者・ハンセン病患者等をめぐる人権問題のほか、インターネット等による人権侵害に関する現状及び課題についても明らかにします。

(2) 平成17年（2005年）以降における人権教育・啓発施策の基本方向を示すものであること。

平成17年（2005年）以降、本基本計画に基づき、人権教育・啓発施策の一層総合的かつ効果的な推進に努めます。